

いしかわ支え合い駐車場運用の手引き

平成27年9月

石川県健康福祉部障害保健福祉課

1. いしかわ支え合い駐車場登録までの流れ

(1) 制度対象区画の確保

来客用駐車場の中から、いしかわ支え合い駐車場を設置する区画を決定してください。なお、対象となる区画の詳細については、「2. いしかわ支え合い駐車場の利用証制度の対象区画」をご覧ください。

(2) 協力届出書の作成・提出

対象区画の設置に協力いただける場合は、「いしかわ支え合い駐車場協力届出書」を作成し、石川県健康福祉部障害保健福祉課へ提出してください。

(提出先) 〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県健康福祉部障害保健福祉課管理グループ あて

電話番号：076-225-1426 FAX 番号：076-225-1429

E-mail：shofuku2@pref.ishikawa.lg.jp

(3) 表示資材等の送付

届出書受理後、石川県から案内表示用ステッカー、啓発用ポスター及びチラシを送付します。(ステッカーは、届出書に記載いただいた希望数を送付します。)

(4) いしかわ支え合い駐車場の表示

石川県から送付する案内表示用ステッカー等を利用し、「3. いしかわ支え合い駐車場の表示方法」のいずれかの方法により、いしかわ支え合い駐車場であることを表示してください。

(5) 石川県ホームページへの掲載

提出いただいた届出書に記載された施設の情報を、石川県ホームページ及び「バリアフリーマップいしかわ」ホームページに掲載します。

2. いしかわ支え合い駐車場の利用証制度の対象区画

いしかわ支え合い駐車場とすることができる駐車区画には、車いす使用者等優先区画と通常幅の駐車区画の2種類があります。

| 種類 | | いしかわ支え合い駐車場 | | |
|-------------|-----|---|--|--|
| | | 車いす使用者等優先区画 | 通常幅の駐車区画 | |
| 設置する場所 | | 幅が3.5メートル以上で、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」及び「石川県バリアフリー社会の推進に関する条例施行規則」に規定される「車いす使用者用駐車施設」 | 障害者等用駐車場以外の通常幅の駐車場で、位置・構造が移動に配慮が必要な方の利用に適した区画 | |
| 区画の横幅 | | 3.5メートル以上 | 通常幅（2.5m程度） | |
| 区画に表示するマーク等 | 路面 |  |  | |
| | 看板等 | 石川県より、案内表示用ステッカーを送付します。  A3 縦型  カラーコーン用 | 石川県より、案内表示用ステッカーを送付します。  A3 縦型  カラーコーン用 | |
| 利用証及び交付対象者 | | ▼車いす使用者等  | ▼車いすを使用されない障害者、高齢者等  | ▼妊産婦、けが人等（有効期限あり）  |

- 車いす使用者等優先区画には、看板、標識、路面表示等、従来、施設で実施してきた明示の手法により、上記の「国際シンボルマーク」を提示するとともに、上記の「表示するマーク（看板等）」を、「3. いしかわ支え合い駐車場の表示方法」の(2)～(3)

の方法を参考に、掲示してください。

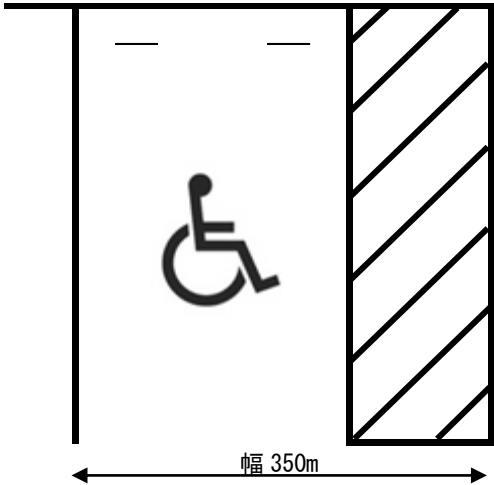
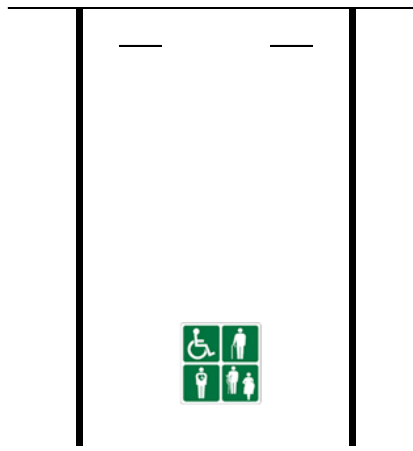
- 通常幅の駐車区画には、上記の「表示するマーク」を、「3. いしかわ支え合い駐車場の表示方法」の(1)～(3)の方法を参考に、掲示してください。

＜留意事項＞

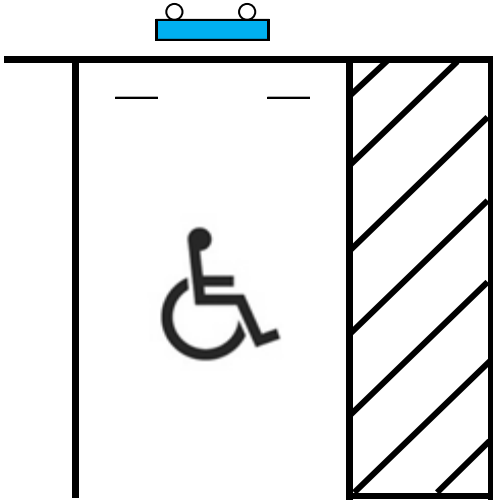
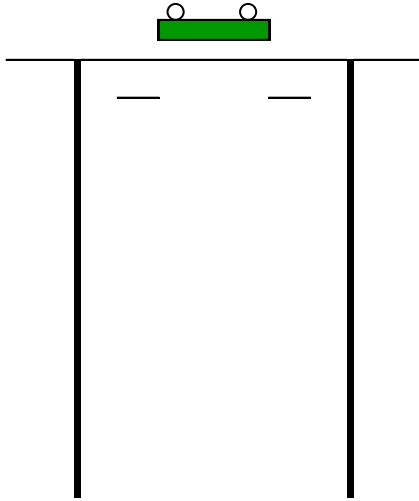
- ◆ 2種類の区画は必ずしも隣接している必要はありませんが、いずれの区画を必要とする方も、移動に配慮が必要な方であることを鑑み、出入口近くに設置するよう配慮してください。
- ◆ 石川県では、「車いす使用者等優先区画」と「通常幅の駐車区画」の両方を設置するダブルスペースの導入を推進しています。
ただし、各施設の実情に応じて、やむを得ず「車いす使用者等優先区画」のみを設置する場合についても、いしかわ支え合い駐車場として登録することができます。
また、「通常幅の駐車区画」のみでの登録はできません。

3. いしかわ支え合い駐車場の表示方法

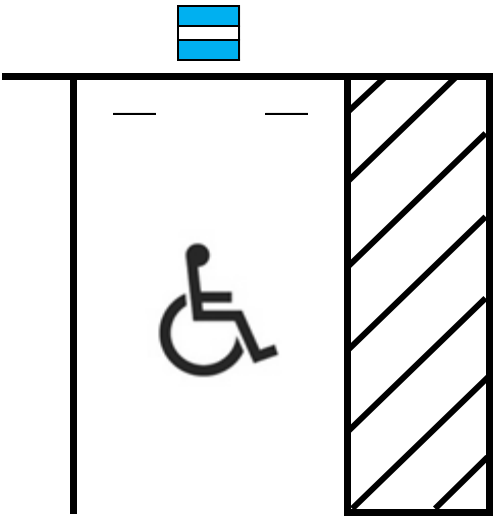
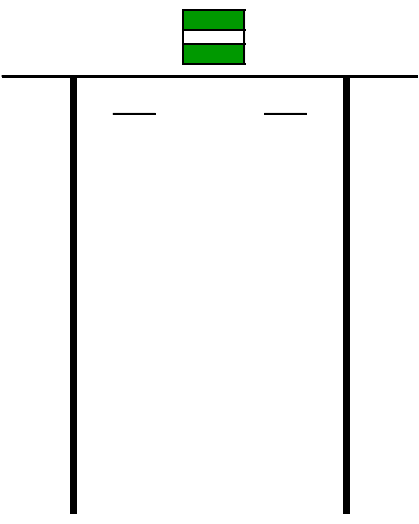
(1) 路面シートによる表示

| 車いす使用者等優先区画 (車いす使用者用駐車施設) | 通常幅の駐車区画 |
|---|--|
|  |  |
| <p>○ 路面の表示は従来のとおりとし、立て看板、壁面、カラーコーン等(2.(2)～(3))によりいしかわ支え合い駐車場であることを表示します。</p> | <p>○ 石川県が提供する画像データに基づき、シート標示等を作成し、路面に貼付して表示します。(画像データは要望のあった協力施設に送付します。)</p> <p>※施工に関してご不明な点等がございましたら、石川県健康福祉部障害保健福祉課(電話076-225-1426)までお問い合わせ願います。</p> <p>○ 石川県が提供する画像データに基づき、シート標示等を作成し、路面に貼付して表示します。(画像データは要望のあった協力施設に送付します。)</p> <p>○ 縦0.9m×横0.9mを標準とします。</p> |

(2) 立て看板（固定）、壁面等による表示

| 車いす使用者等優先区画 (車いす使用者用駐車施設) | 通常幅の駐車区画 |
|---|--|
|  |  |
| <p>○ 石川県が送付する表示用ステッカー（A3縦型（縦426mm×横297mm））を既存の立て看板や壁面等に貼付して表示します。</p> <p>○ （上記サイズ以外の場合）石川県が提供する画像データに基づきステッカーを作成し、既存の立て看板や壁面等に貼付して表示します。（画像データは要望のあった協力施設に送付します。）</p> | |

(3) カラーコーン等による表示

| 車いす使用者等優先区画 (車いす使用者用駐車施設) | 一般駐車場の区画 |
|--|--|
|  |  |
| <p>○ 石川県が送付する表示用ステッカー（A3縦型（縦426mm×横297mm）またはカラーコーン用）をカラーコーン、スタンドプレート、バリアポップサイン等のサイン器材に貼付して表示します。</p> <p>○ （上記サイズ以外の場合）石川県が提供する画像データに基づきステッカーを作成し、サイン器材に貼付して表示します。（画像データは要望のあった協力施設に送付します。）</p> <p>○ サイン器材は既存のものを活用するなど、各施設でご用意ください。</p> <p>○ なお、サイン器材を使用する場合は、運転手が自分で移動させる必要がないように、上図のような車止め後部等、駐車区画の外に設置してください。</p> | |

4. いしかわ支え合い駐車場制度の周知

- 石川県から送付する啓発用ポスターを施設利用者が見やすい場所に掲示するなど、制度周知にご協力ください。
- 石川県から送付する啓発用チラシを施設利用者にご自由にお取りいただける場所に設置するなど、制度周知にご協力ください。

5. 駐車場の管理

➤ 常駐の警備員がいる場合

いしかわ支え合い駐車場利用証の所持を確認してから、駐車案内をしてください。

なお、利用証を所持されていない方でも、障害者や高齢者など移動に配慮が必要な方であれば、いしかわ支え合い駐車場に駐車することは可能ですが、いしかわ支え合い駐車場を適正に利用していただくためにも、できれば利用証の交付を申請するようお願いください。

➤ 常駐の警備員がいない場合

巡回の際などに、いしかわ支え合い駐車場利用証が車内に表示されているか確認をお願いします。なお、この制度のために、巡回の回数等を増やしていただく必要はありません。可能な範囲での対応をお願いします。

- もし、利用証の表示がない車両があった場合には、制度周知用チラシ（別紙「障害者等用駐車場を利用される方へ」、A5 サイズ）をワイパーに挟むなど、制度周知にご協力ください。